

■ Article ■ .....

会社法の改正案の概要

ー 企業統治の在り方や親子会社に関する規律の見直しー

日本大学法学部教授 大久保 拓也

一 会社法制の見直し

経済の中心的な担い手である株式会社を規制している会社法は、その施行（平成18年5月1日）から8年が経過した。この間にも企業不祥事が相次いだことから、その対応策をとるべきことが強く求められている。その中でも、社外取締役による株式会社の経営に対する監査・監督の強化や企業グループが適切に経営を行うことができるよう企業統治の在り方を見直す必要性が指摘されていた。そこで法制審議会は、平成24年9月7日に「会社法制の見直しに関する要綱」<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500016.html> を決定した。

要綱は、「第1部 企業統治の在り方」、「第2部 親子会社に関する規律」および「第3部 その他」の3部で構成されており、もともと公開会社法案・上場会社法案として検討されてきたため、公開会社が改正の主な対象である。

この要綱を受けて、平成25年11月29日に国会に、「会社法の一部を改正する法律案」および「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」が提出されている [http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00138.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00138.html)。本稿では、要綱の項目に従って、その主要部分を取り扱うこととしたい。

なお、以下では改正法案は、「改正〇条」として説明する。

二 企業統治の在り方

まず、社外取締役等による株式会社の経営に対する監査等の強化を図ろうとするのが、「企業統治の在り方」に関する主要な改正案である。新たに監査等委員会設置会社制度を創設するとともに、社外取締役の要件を厳格化することとしている。

(1) 取締役会の監督機能

①まず、監査等委員会設置会社制度の新設である（改正399条の2以下）。監査等委員会を置く株式会社を、監査等委員会設置会社という（改正2条11号の2）。

企業不祥事に対応するには、取締役会の監督機能の充実が必要であり、そのためには社外取締役の活用が求められる。しかし、現行法は、監査役会設置会社について少なくとも社外監査役を2名の選任を義務付け、これに加えて社外取締役を選任するのは負担が重く、また、委員会設置会社の導入には指名委員会・報酬委員会の設置への抵抗感があるため、その導入は進んでいない。

そこで、現行の監査役(会)設置会社と委員会設置会社の中間的な制度として、過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置することとした(改正331条6項)。同委員会を設置した場合は監査役を置くことはできない(改正326条4項)。

監査役と同様、監査等委員の独立性は保障されており、報酬は監査等委員とそれ以外の取締役とは区別して定めなければならない(改正361条2項)、また、監査等委員の任期は2年であるのに対し、それ以外の取締役の任期は1年である(改正332条3項)。なお現行の委員会設置会社は、「指名委員会等設置会社」と名称が変更される(改正2条12号)。

監査等委員会設置会社については、他の機関設計にはない特別な規定がある。すなわち、監査等委員会設置会社が利益相反取引(会356条1項2号、3号)を承認した場合は、取締役の任務懈怠の推定規定を適用しない(改正423条4項)。このような権限を認めることで、他の機関設計から監査等委員会設置会社へと移行を促そうとするものであろう。

②上記制度を導入した場合、肝心なのは社外取締役の要件である。これについて、(1)親会社等(自然人であるものに限る)や親会社等の取締役でないこと、その会社の取締役の配偶者または2親等内の親族でないことを社外要件に加えて厳格化する一方で、(2)過去の対象期間を「就任の前10年間」その会社の取締役でなかった者と緩和して、社外取締役の人材確保が行いやすいようにする(改正2条15号)。

また、規制を緩和しようとする改正案もある。すなわち、責任限定契約を締結できる範囲については、現行法では社外取締役・社外監査役に限られるが、業務執行取締役等以外の取締役や全監査役にまで拡大する(改正427条1項)。

## (2) 資金調達の場合における企業統治の在り方

### ① 支配株主の異動を伴う募集株式の発行等

現行法では、公開会社が第三者割当による募集株式の発行を行う場合には、有利発効に該当しない限り、取締役会で決定できる。しかし、会社支配権の決定は取締役(経営者)ではなく、株主がすべきであり、会社の支配権が移転するような募集株式の発行には、株主総会の決議が必要であると指摘されている。

そこで、公開会社において、募集株式の引受人(特定引受人)が議決権の過半数を有することになるような募集株式を発行する場合には、2週間前までに、株主に対し、特定引受人の氏名等を事前に通知・公告しなければならない(改正206条の2第1項、2項)として、情報開示の充実を図ることとする。その場合、総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する反対株主が通知をすると、株主総会の普通決議による承認決議が必要になる(同条4項本文)。もっとも、当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合のように、会社自体の存立を維持するために緊急の必要があるときはこの限りではない(同条4項但書)として、例外的な取扱いをすることも認める。

## ② 仮装払込による募集株式の発行等

現行法では、仮装払込による募集株式の発行等に関与した引受人や取締役等の責任について、引受担保責任の定めは置かれていない。それがなされると、株式の価値に見合うだけの財産が拠出されていないため、既存株主から引受人への価値の移転が生じてしまう上、増資の登記を信じた会社債権者の保護も問題となる。

そこで、募集株式の払込金額の払込みを仮装した場合や現物出資財産の給付を仮装した場合でも、払込義務を免れないものと改正する（改正213条の2）。さらに仮装払込に関与した取締役・執行役は、証明責任の転換がされた過失責任を負うものとする（改正213条の3）。

## 三 親子会社に関する規律

企業結合制度の改革や不公正ファイナンスへの対応等の改正を提案するのが「親子会社に関する規律」である。株式会社の完全親会社の株主による代表訴訟制度を創設する等、企業グループに対する株主や債権者による監視の強化を企図するものである。

### （1）親会社株主の保護等

#### ① 多重代表訴訟

企業集団による経営の進展は著しく、子会社に経営の中心がある企業集団も増えている。そこで、子会社経営者に対して親会社株主がチェック機能を働かせることができるよう、多重代表訴訟を創設することとした。すなわち、最終完全親会社等の総株主の議決権または発行済株式の1%以上を有する株主は、特定責任に係る責任追及等の訴えの提起を請求することができることになる（改正847条の3第2項、3項）。もっとも、提訴権の範囲を広くすると濫訴のおそれもあるとして、対象会社の範囲はかなり限定されており、責任の原因である事実が生じた日において親会社の有する子会社株式の帳簿価額が当該親会社の総資産額の5分の1を超えている場合における取締役等の責任が対象となるにすぎない（同条4項）。そのため、実際にこの制度の対象となるのは金融持株会社等相当限定されるであろう。

#### ② 親会社による子会社の株式等の譲渡

現行法には、親会社が一定の子会社の株式等を譲渡しようとする場合に、親会社の株主総会の承認を受けなければならない旨の規定はない。しかし、親会社が、子会社の株式を譲渡することで、当該子会社の支配権を失う場合は、事業譲渡と同様の影響が親会社に生ずる。

そこで株式会社は、その子会社の株式等の全部または一部の譲渡をする場合であって、(1)当該譲渡により譲り渡す株式の帳簿価額が当該株式会社の総資産額の5分の1を超え、かつ、(2)当該株式会社が、当該譲渡の効力発生日において当該

子会社の議決権の総数の過半数を有しないときは、効力発生日の前日までに、当該譲渡に係る契約について、株主総会の特別決議による承認を受けなければならないと改正する（改正467条1項2号の2）。

## （2）キャッシュ・アウト

### ①特別支配株主の株式等売渡請求

キャッシュ・アウト（現金を対価とする少数株主の会社からの締め出し）は、少数株主による制約を受けずに長期的視野に立った柔軟な経営を実現できる等の利点があるとされている。現行法では、株式交換等の金銭を対価とする組織再編や全部取得条項付種類株式が利用されているが、対象会社の株主総会における特別決議が必要とされる等、手続要件が重いという問題がある。

そこで、対象会社の株主総会の特別決議を経ることなくキャッシュ・アウトを行うことができるための制度として、総株主の議決権の10分の9以上を直接または間接に保有する株主（特別支配株主）が、当該株式会社のその他の株主の全員に対して、当該株主の有する当該株式会社の株式の全部を現金対価により売り渡すことを請求できるという制度を新設する（改正179条以下）。この場合の少数株主の保護は、差止請求権や裁判所への売買価格決定の申立等により図ることになる。

### ②全部取得条項付種類株式

また、全部取得条項付種類株式については、組織再編手続と比べて情報開示が不十分であるとの指摘がある。そこで、①事前・事後の開示を充実させ（改正171条の2、171条の3）、②法令・定款に違反する取得について株主の差止請求権を認め（改正171条の3）、③株主への取得の通知・公告制度を設ける（改正172条2項、3項）等、手続を明確なものに改正する。

## （3）会社分割等における債権者の保護

近時、分割会社が、承継会社等に債務の履行の請求をすることができる債権者と当該請求をすることができない債権者（残存債権者）とを恣意的に選別した上で、承継会社等に優良事業や資産を承継させるなどの残存債権者を害する会社分割（詐害的な会社分割）が行われている。この場合における残存債権者の保護を図るため、民法上の詐害行為取消権（民法424条）の行使等を認める裁判例（東京高判平成22年10月27日・金判1355号42頁等参照）があるが、これに加えて、会社法に規定を設け、残存債権者が、詐害的な会社分割に係る行為を取り消すことなく、承継会社等に対しても、債務の履行を請求することができるものとすることが提案されている。

すなわち、分割会社が残存債権者を害することを知って会社分割をした場合には、残存債権者は、承継会社等に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求できると改正する（改正759条4項、764条4項

等)。ただし、吸収分割の場合であって、吸収分割承継会社が吸収分割の効力が生じた時において残存債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでなく、債務の履行を請求する権利は生じないものとされる。

#### 四 その他の改正案

その他、株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由等、会社法制定後の運用において不備がある制度について改正が提案されている。

##### (1) 監査役の監査の範囲に関する登記

現行法では、監査役設置会社については監査役の氏名等が登記事項とされるが、登記上、監査役の監査の範囲が明らかではない。しかし、監査役の監査の範囲が限定されているか否かによって会社法上の規律が異なる場合がある。

そこで、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社について、当該定款の定めを登記事項に追加するものとする（改正911条3項17号イ、ロ）。

##### (2) 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由

現行会社法では、株主名簿および新株予約権原簿の閲覧等の請求の拒絶事由として、請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営みまたはこれに従事するものであるとき、を定められている。しかし、この拒絶事由については、請求者が株式会社と実質的に競争関係にあるというのみで閲覧等請求の拒絶を認める合理的理由はないとの指摘がなされていた（東京高決平成20年6月12日・金判1295号12頁参照）。

そこで、改正法では、会社法125条3項3号および252条3項3号を削除した。

※会社法改正法案は、衆議院を通過し、参議院で審議中である（平成26年6月6日現在）。

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/186/meisai/m18607186010.htm>

以上